

選手選考規程

第1条 本規程は、(一社)全日本テコンドー協会(以下、「当協会」という。)において、公式国際大会に選手を派遣するにあたっての代表選手選考手続きに関し定める。

第2条 当協会は、代表選手を選考するにあたり、選考基準を作成し、原則として、選考実施の1.5か月以上前にこれをホームページ上で公表する。遅れた場合にはその理由を付して速やかに公表する。

2 選考基準は、強化委員会がこれを作成し、理事会の承認を得る。

第3条 選考対象者は、選考実施日現在、次の①から⑥をすべて満たした者とする。

- ① 当協会に個人会員として登録されている日本国籍を有する者
- ② 国際大会でメダル獲得または入賞を目指せる日本テコンドー界の期待に応え得る競技力を持つ者
- ③ 当協会の定める定款、倫理規程その他諸規程を遵守している者
- ④ その心身の健康状態等に照らし、当該競技会に参加できる見込みのある者
- ⑤ 当協会の強化計画を優先し活動できる者
- ⑥ 代表選手として選考される意思を有する者

第4条 代表指定の解除

下記①～⑧に該当した場合、理事会は、代表指定を解除することができる。

- ① 強化活動に対し、正当な理由なく欠席、遅刻または早退した場合
- ② 正当な理由なく強化方針及び指示に従わない場合
- ③ 当協会の定める定款、倫理規程その他諸規程違反を犯した場合
- ④ 代表選手として不適切な言動を行った場合
- ⑤ 怪我や疾病により強化活動に参加できなくなった場合
- ⑥ 代表選手本人から指定解除の申し出があった場合
- ⑦ 当協会強化計画を優先し活動できない場合
- ⑧ パラ競技に関し、国際スポーツクラスが資格なし(NE)と判定された場合

第5条 代表選考について不服がある場合、選考対象者は、スポーツ仲裁規程に従って、不服を申し立てることができる

第6条 改正

本規程の改廃については、理事会の決議を要する。

(附則) 本規程は第3条1項及び第4条(1)①を除き、2020年12月7日から施行する。第3条1項及び第4条(1)①の施行日については、同日から2年以内に理事会が決する。